

家族介護慰労金について

市では、在宅で重度要介護高齢者を介護している方で、主な支給要件を満たしている方を対象に「家族介護慰労金」を支給します。

該当すると思われる方は、長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください。（個人へのお知らせは特に行いませんので、ご注意ください）

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知し、該当者へ慰労金を支給します。

※**重度要介護高齢者**・・・市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方。またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方。

※**介護者**・・・市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

○**基準日** 令和2年6月30日（火）

○**対象期間** 令和元年7月1日～令和2年6月30日までの1年間

○**受付期間** 令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金）

○**慰労金の額** 6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

◆主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③病院への入院や施設への入所（短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む）の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること（令和元年12月31日現在で同等の認定を受けていること）
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

申請・問 本庁 長寿福祉課高齢者支援 G ☎52-1111 内線175

山支 総合窓口・地域振興 G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興 G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興 G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興 G ☎55-2111

介護保険についてのお知らせ

【介護保険負担割合証について】

「介護保険負担割合証」は令和2年7月31日で有効期限が終了となります。

令和2年8月1日から使用する新しいものについては、7月下旬に郵送しますので、介護サービスを利用するときは、必ず介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者や施設にご提示ください。

【介護保険負担限度額認定証の申請について】

施設サービスの食費と部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については負担軽減を行っています。現在お持ちの「負担限度額認定証」の有効期限は令和2年7月31日までとなっていますので、8月1日以降の認定申請がお済みでない方は、8月31日までに手続きをお願いします。（該当している方には6月上旬に通知しています）

問 本庁 長寿福祉課介護保険 G ☎52-1111 内線174

預けて安心！法務局における自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日（金）から法務局における「自筆証書遺言書保管制度」が始まります。

この制度は、遺言者本人が法務局に遺言書の保管を申請することにより、遺言書の紛失、改ざんおよび隠匿等を防止することができます。

なお、従来どおり、自筆証書遺言書を自ら保管することもできますし、公証役場における公正証書遺言を作成することもできますので、それぞれの特徴を踏まえて、ご判断ください。

詳しい手続きは、水戸地方法務局ホームページ（<http://houmukyoku.moj.go.jp/mito>）をご覧ください。

問 水戸地方法務局常陸太田支局総務係（平日8:30～17:15） ☎0294-73-0221